

## 事例から学ぶ！ アマゾン配達員労災認定（令和5年秋）そしてフリーランスを取り巻く環境

ネット通販「アマゾン」の配達を担う60代の男性運転手について、横須賀労働基準監督署が配達中のけがを労働災害と認定しました。男性は、アマゾンジャパンの下請け配送業者と業務委託契約を結んだフリーランスの配達員として働いていました。就労中に足を滑らせ、腰椎を圧迫骨折するケガを負います。働き方の実態などから会社に雇用された「労働者」と同様であると判断されて労災が認められ、50日分の休業補償を受けました。業務委託の配達員に対して、労災が認められた初めてのケースです。



### 労災保険とは

労働者が業務中または通勤途中に災害にあい（「労働災害」といいます）、その労働災害によって負傷、または病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付などを行うのが労災保険制度です。労災保険は、企業と雇用契約を結んでいる労働者を対象とした制度で、企業と業務委託契約を結んでいる個人事業主は、**特別加入をしていない場合は原則として対象外**です。

原則対象外であるのに、なぜ今回労災が認められたか・・・

→働き方の実態から「労働者」と判断されれば、労働法規の保護を受けることができ、今回はそれに該当しました。

### 背景にある「偽装フリーランス問題」

フリーランスは自由な裁量で働けるメリットがある一方、法的には「労働者」とは扱われず、労働基準法などで保護されません。しかし、一部には企業側から細かく管理され、実態が労働者と変わらない偽装フリーランスが存在し、「自由がないのに法的に保護されない」状況に陥っているケースもあります。企業は業務委託契約を結ぶと、労災保険料支払い義務、年次有給休暇の付与義務等がなくなります。一部の業界では、安価で融通の利く労働力として扱われている実態が生じています。

### 令和6年秋から

#### ●「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（フリーランス新法）が今年の秋頃までに施行予定

→フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するための法律です。

フリーランスの方と企業などの発注事業主の間の取引適正化と、フリーランスの方の就業環境の整備を目的とした法律です。

#### ●フリーランスの方も「特定フリーランス事業」として労災保険に特別加入できるようになります

2020年の統計でフリーランス人口は、全国で約462万人いると言われていました。働き方が多様になり、今後ますます増えるかもしれないフリーランスの働き方。業務委託契約について、秋以降のフリーランス新法についてなど、MRパートナーズにご相談ください。

最後に、労災保険とございましたが、労働保険の年度更新の時期になりました。毎年7月10日までですね。同じ時期に算定基礎届の提出もございます。忘れずに提出しましょう。MRパートナーズでも承っています。ご相談ください！

## 今年の新入社員のタイプは？？

ここ数年こちらの紙面で紹介していました産労総合研究所が発表する今年の新入社員のタイプ。昨年は「AIチャットポットタイプ」22年は「新感覚二刀流タイプ」でした。今年の新入社員タイプは、、、

「セレクト上手な新NISAタイプ」です！以下抜粋です。

今年の新入社員は、デジタルに慣れ親しんでいる一方で、対面コミュニケーションの経験に乏しく、「仲間」以外の世代との距離感に戸惑う面がある。また、タイパを重視し、唯一の正解を求める傾向が年々増している。しかし、これらは言い換えれば、目標をはっきりと見定め、集中して向かっていく熱意と、効率を重視し最適解を実行する振る舞いに長けているということでもある。目標とする未来が定まれば、彼らは自分なりに情報を集め、「セレクト」して歩き始める。今までにない可能性を内包したその歩みは、2024年の制度変更で選択の幅が広がった新NISAと重なる。コツコツ積み立てて業務を学んでいくのか（つみたて投資枠）、あるいはアグレッシブにチャレンジするのか（成長投資枠）。彼らの選択を尊重しつつ、いかにサポートし、導いていくかが問われている。

業務の必要性をしっかりと伝え、どういう選択をしたいかなど対話を積み重ねることが大切だそうです。



### 編集後記

ゴールデンウィークがあっ！！！！という間に過ぎ、日常に戻りました。毎年、信州の親戚の家に遊びに行くのですが、今年は子供の予定で行くことができず、近所に買い物に出かけたくらいでした。同僚のキャンプに行った話を聞き、写真を見せてもらい、あまりに素敵でなんだか行った気分になり、ゴールデンウィーク明けにテンションがあがったのでした。